

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年4月8日（金） 8：27～8：37

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣
金子恭之 国務大臣（総務大臣）
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
末松信介 国務大臣（文部科学大臣）
後藤茂之 国務大臣（厚生労働大臣）
金子原二郎 国務大臣（農林水産大臣）
萩生田光一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）
山口 壯 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
岸 信夫 国務大臣（防衛大臣）
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）
牧島かれん 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
西銘恒三郎 国務大臣（復興大臣、内閣府特命担当大臣）
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
山際大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小林鷹之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
若宮健嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：古川禎久 国務大臣（法務大臣）
林 芳正 国務大臣（外務大臣）
野田聖子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官
磯崎仁彦 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 1件
- 国会提出案件 4件
- 公布（法律） 7件
- 政令 1件
- 人事 2件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ナミビア国」及び「マリ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、再生可能エネルギー特別措置法に基づく国会報告について、御決定をお願いいたします。本件は、経済産業大臣が定めた令和4年度の調達価格等を報告するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書3件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「一般職給与法等の一部改正法」外6件が、6日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、「銀行法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年5月9日とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、裁判官人事といたしまして、判事に任命するもの外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、渡邊隆三外203名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、二之湯大臣。

○二之湯国務大臣：3月16日深夜に発生した福島県沖を震源とする地震について、3月28日の総理からの御指示を踏まえ、本日、支援策を取りまとめました。今回の被災地では、11年前の東日本大震災に加え、令和元年東日本台風、昨年地震、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、復旧・復興への気力を失いかねない厳しい状況にあります。こうした度重なる災害等により、被災地の方々の復興に向けた希望が失われることのないよう、関係閣僚にも御尽力いただき、グループ補助金による中小企業への支援に加え、県が管理する被災した橋（伊達橋）の復旧工事を国が代行することなど、昨年以上の支援策を取りまとめることができました。この場を借りて感謝申し上げます。また、今回の地震による被害状況について調査を行った結果、農地等の災害復旧事業等の特例について、福島県新地町を「局激」として激甚災害に指定する見込みとなりました。今後とも、関係省庁一体となって、被災地の復旧・復興に全力を尽くしてまいります。

○松野国務大臣：次に、経済産業大臣。

○萩生田国務大臣：福島県や宮城県等の中小企業・小規模事業者の中には、東日本大震災や昨年の福島県沖地震に加えて、今回の地震でも被災された方々がおられ、度重なる災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にあります。こうした状況等を勘案し、昨年地震と同様、グループ補助金を特例として措置すること等により、中小企業・小規模事業者による事業の再開・継続を支援すること

としました。引き続き、現場の声に丁寧に耳を傾け、被害の状況や復旧・復興の進捗状況等の実態把握に努めながら、被災者に寄り添った復旧・復興を速やかに進めてまいります。

○松野国務大臣：次に、環境大臣。

○山口国務大臣：環境省では、自治体による災害廃棄物の処理を支援しており、その一環で、全壊家屋の撤去も支援対象としておりますが、今般の災害では、特例的に半壊家屋の解体も支援対象といたします。また、廃棄物処理施設の稼働停止によって処理が滞っている生活ごみ等の広域処理を進めるとともに、被災した農業用ハウス等の処理について、農林水産省と連携して支援を実施してまいります。一日でも早く元通りの生活を取り戻せるよう、引き続き迅速かつ的確に支援を行ってまいります。

○松野国務大臣：次に、私からゴールデンウィーク期間における閣僚等の連絡・在京体制等について申し上げます。内閣としての危機管理上の観点から、昨年11月10日の初閣議においても、①各閣僚は、いかなるときも連絡が取れる態勢をとること、②緊急事態の対応に関し、官邸との連絡・調整はもとより、速やかに必要な情報が伝えられるよう体制整備をとること、③各閣僚が離京する際には、必ず副大臣又は大臣政務官が在京することの3点を私の方からお願いしたところです。ゴールデンウィークには閣僚等の多くが海外出張等を検討されているかと思いますが、危機管理の観点から、改めて閣僚不在時における連絡体制と在京体制については、徹底をお願いします。また、ゴールデンウィーク期間中の閣僚の海外出張については、危機管理の観点に加え、国会審議との関係や臨時代理の指定等を要することから、私の方で調整させていただく場合もありますので、ご了承ください。なお、本件については、議運での了承が得られるまで取扱いにご留意願います。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 (令和 4 年)
4 月 8 日 (金)

◎ 一 般 案 件

資 料
な し

- ☆ ナミビア国駐箚特命全権大使西牧久雄外 1 名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使原田秀明外 1 名の解任状につき認証を仰ぐことについて
(決 定) (外 務 省)

◎ 国 会 提 出 案 件

資 料
あ り

- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 2 条の 2 第 6 項、第 2 条の 3 第 9 項、第 3 条第 10 項、第 4 条第 4 項、第 5 条第 9 項において準用する同条第 8 項、第 15 条の 6 第 7 項及び第 15 条の 7 第 4 項において準用する第 2 条の 3 第 9 項の規定に基づく報告について (決 定)
(経 済 産 業 省)

〃

- { 1. 衆議院議員長妻昭 (立 民) 提出食の安全に関する質問に対する答弁書について (決 定)
(消 費 者 庁)
1. 衆議院議員緒方林太郎 (有 志) 提出弾道ミサイルと排他的経済水域に関する質問に対する答弁書について (決 定) (外 務 省)
1. 衆議院議員阿部知子 (立 民) 提出 B W R 型原発の水素爆発対策に関する質問に対する答弁書について (決 定) (原 子 力 規 制 委 員 会)

◎ 公 布 (法 律)

資 料
な し

- ☆ { 1. 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (決 定)
1. 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律 (決 定)

1. 国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（決定）

◎政 令

資料あり
資料あり

- 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）

（金融庁）

◎人 事

資料なし
資料あり
資料あり

- ☆西田眞基外2名を判事等に任命し、判事生野考司外1名を願に依り免ずることについて（決定）
- ☆元海上保安官渡邊隆三外203名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]